

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人兵庫県農業会議という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、農業委員会に対する支援、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)その他の法令の規定による業務、農地等の利用の最適化の推進、農業の担い手・就農支援及び農業・農村に関する情報の提供等の業務を行うことによって、農業生産力の増進及び農業経営の合理化等を図り、食料の安定供給の確保と農業・農村の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「農業委員会法」という。)第 17 条に規定する農地利用最適化推進委員及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援
- (2) 農地に関する情報の収集、整理及び提供
- (3) 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援
- (4) 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援
- (5) 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援
- (6) 農業一般に関する調査及び情報の提供
- (7) 農地法その他の法令の規定により都道府県農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県機構」という。)が行うものとされた業務
- (8) 農業委員会法第 53 条第 1 項の規定に基づく関係行政機関又は関係地方公共団体(以下「関係行政機関等」という。)に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人に次の会員を置く。

(1) 普通会员

- イ 兵庫県内の市町に置かれる農業委員会（市町の区域内に2以上の農業委員会がある場合には、当該2以上の農業委員会が協議して1を限り定めた農業委員会）の会長又は当該農業委員会が指名した委員
- ロ 農業に関し学識経験を有する者で理事会において指名した者
- ハ 兵庫県内の市町
- ニ 兵庫県農業協同組合中央会
- ホ 兵庫県農業共済組合連合会
- ヘ 兵庫県土地改良事業団体連合会、兵庫県酪農農業協同組合連合会、兵庫県農業信用基金協会、兵庫県開拓農業協同組合連合会、公益社団法人兵庫みどり公社
- ト 兵庫県の区域の全部又は一部をその区域とする農業協同組合及び農業協同組合連合会
- チ その他兵庫県の区域内に住所又は主たる事務所を有し、この法人の目的に賛同する団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その事業を推進する個人及び団体

- 2 前項の会員のうち、普通会员をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格等）

第7条 次に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、会員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（入会）

第8条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第1号イ及びロに該当する者は、その申込みをもって、この法人の普通会员となる。

（経費等の負担）

第9条 普通会员は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会（第13条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、第6条第1項第1号イ及びロの普通会员については、これを免除する。

- 2 賛助会員は、この法人の目的及び業務を賛助するため、総会において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、理事会の承認を得て事業年度の末日に退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第1号口の普通会員については、理事会において別に定める退会届を提出し、理事会の承認を得ていつでも退会することができる。

(除名)

第11条 この法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、総会の1週間前までに、その旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長（第23条第2項に規定する会長をいう。以下同じ。）は、前項の規定により除名が決議されたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総普通会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 第6条第1項第1号イの普通会員にあつては、その者が農業委員会の会長であるときは会長の身分を失ったとき又はその者が農業委員会が指名した委員であるときは農業委員会の委員たる身分を失ったとき。ただし、任期満了後、再任されたときはこの限りでない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての普通会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 農業委員会法第44条に規定する業務規程の変更
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場

合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総普通会员の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する普通会员は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

4 会長は、総会を招集するときは、総会の日から 2 週間前までにその会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、普通会员 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総普通会员の議決権の過半数を有する普通会员が出席し、出席した当該普通会员の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会员の半数以上であって、総普通会员の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第 20 条 総会に出席できない普通会员は、あらかじめ、通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の普通会员を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その普通会员は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 21 条 理事又は普通会员が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき普通会员の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した普通会员の中からその総会において選出された 2 名以上が記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上16名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって、一般社団法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって一般社団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は職員(一般社団法人法に規定する使用人をいう。以下同じ。)を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの計画(定款)で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

(責任免除)

第30条 この法人は、一般社団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(参与)

第31条 この法人に、参与若干名を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、この法人の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 4 参与に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集等)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 委員会

(設置)

第 38 条 この法人に、農地及び担い手に関する委員会を置くほか、必要に応じて、理事会の決議により、その他の委員会を置くことができる。

(任務)

第 39 条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 農業委員会法第 43 条第 1 項第 7 号に規定する農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うものとされた業務に関する事項

(2) 農業委員会法第 53 条第 1 項の規定に基づく関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出に関する事項

(3) 事業の実施に関する基本的事項

(4) 総会又は理事会が必要と認めた事項

2 委員会が行った前項の事項の処理については、理事会に報告するものとする。

(委員)

第 40 条 委員は、会長、副会長及び専務理事のほか、理事会において別に定める委員会運営規程に基づき、会長が理事会の承認を得て選任する。

(招集等)

第 41 条 委員会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が委員会を招集する。

(議長)

第 42 条 委員会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が当たる。

(委員会運営規程)

第 43 条 委員会の運営に必要な事項は、理事会において別に定める運営規程によ

る。

第7章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第46条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(会計帳簿の作成及び保存)

第47条 この法人は、法令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 この法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、理事会の承認後、速やかに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の

書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出するものとする。
- 4 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、普通会员名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国又は地方公共団体若しくはこの法人と類似の事業を目的とする他の公益的な法人に贈与するものとする。

第10章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第55条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この法人の社員の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

別紙のとおり

- 3 この法人の理事及び監事の氏名は、次のとおりとする。

(1) 理事

井上重信
石原一公
桑原秀行
西田英喜
田淵清彦
石田 正

鷲尾弘志
梶村弘高
丸尾建城
藤原道生
 重五郎
庵途典章
高本幸枝
藤本和弘
 浦道雄
三浦剛介

(2) 監事

西山利幸
石塚和三
朝田重己

- 4 この法人の最初の会長は、藤本和弘とする。
- 5 この法人の最初の副会長は、 浦道雄、三浦剛介とする。

別紙

この法人の社員の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地は次のとおりとする。

1 定款第6条第1項第1号イに定める会員

※個人の住所が記載されているので掲載を省略する。

2 定款第6条第1項第1号ロに定める会員

※個人の住所が記載されているので掲載を省略する。

3 定款第6条第1項第1号ハに定める会員

神戸市 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号

姫路市 兵庫県姫路市安田4丁目1番地

尼崎市 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

明石市 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

西宮市 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

洲本市 兵庫県洲本市本町3丁目4番10号

伊丹市 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

相生市 兵庫県相生市旭1丁目1番3号

豊岡市 兵庫県豊岡市中央町2番4号

加古川市 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

赤穂市 兵庫県赤穂市加里屋81番地

西脇市 兵庫県西脇市郷瀬町605番地

宝塚市 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

三木市 兵庫県三木市上の丸町10番30号

高砂市 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

川西市 兵庫県川西市中央町12番1号

小野市 兵庫県小野市王子町806番地の1

三田市 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

加西市 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

篠山市 兵庫県篠山市北新町41番地

養父市 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地

丹波市 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

南あわじ市 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

朝来市 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

淡路市 兵庫県淡路市生穂新島8番地

宍粟市 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

加東市 兵庫県加東市社50番地

たつの市 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

猪名川町 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1

多可町 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

稲美町 兵庫県加古郡稲美町国岡 1 丁目 1 番地
播磨町 兵庫県加古郡播磨町東本庄 1 丁目 5 番 30 号
市川町 兵庫県神崎郡市川町西川辺 165 番地の 3
福崎町 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の 1
神河町 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地
太子町 兵庫県揖保郡太子町鶯 280 番地 1
上郡町 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地
佐用町 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
香美町 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の 1
新温泉町 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673 番地の 1

- 4 定款第 6 条第 1 項第 1 号ニに定める会員
兵庫県農業協同組合中央会 兵庫県神戸市中央区海岸通 1 番地

- 5 定款第 6 条第 1 項第 1 号ホに定める会員
兵庫県農業共済組合連合会 兵庫県神戸市中央区下山手通 4 丁目 15 番 3 号

- 6 定款第 6 条第 1 項第 1 号へに定める会員
兵庫県土地改良事業団体連合会 兵庫県神戸市中央区北長狭通 5 丁目 5 番
12 号
兵庫県酪農農業協同組合連合会 兵庫県神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番
28 号
兵庫県農業信用基金協会 兵庫県神戸市中央区海岸通 1 番地
兵庫県開拓農業協同組合連合会 兵庫県神戸市中央区花隈町 4 番 10 号
公益社団法人兵庫みどり公社 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 7 番 18
号

